

屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務に係る事業者の選定を、公募型プロポーザルにより実施するので公告する。

令和2年6月12日

八戸市長 小林 眞

1 業務の名称

八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務

2 業務内容

(1) システム賃貸借

- ① ソフトウェアの構築
- ② ハードウェアの調達及び保守
- ③ データ移行等の導入支援
- ④ 操作マニュアルの提供及び操作研修の実施
- ⑤ その他、本システム及びハードウェアの導入、運用に関する一切の業務

(2) ソフトウェア保守

- ① 導入後の維持管理
- ② 障害対応

3 実施方法

別添「八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

4 契約期間

賃貸借契約及び委託契約ともに契約締結日から5年間

5 提案上限額

実施業務料の上限額は9,445,000円(消費税額及び地方消費税を含む)とする。

(内訳)システム導入賃貸借料(60か月) 5,320,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

ソフトウェア保守料(60か月) 4,125,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 選定方法

公募型プロポーザル方式

7 参加資格条件

- (1) 八戸市における「令和2年度競争入札参加資格者名簿（物品の購入等）」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去1年間に、八戸市より指名停止措置が行われていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申立てもされていない者であること。
- (5) 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (6) 本社及び青森県内に所在する営業所等が国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (7) 本プロポーザルへの参加申込時において、引き続き1年以上営業を行っていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (9) 本市が要求する機能、要件等を満たすシステムを提供できる者であること。

8 契約候補者の決定及び通知

提出された企画提案書類等一式について、審査の上、契約候補者を決定するとともに、参加事業者全員に結果を通知する。

9 選定までのスケジュール

年 月 日	項 目
令和2年6月12日（金）から	公募開始
令和2年6月29日（月）午後5時 必着	参加申込み提出締切
令和2年7月 1日（水）	参加事業者決定通知
令和2年7月 7日（火）午後5時 必着	質疑提出締切
令和2年7月10日（金）	質疑に対する回答期限
令和2年7月17日（金）午後5時 必着	企画提案書等提出締切
令和2年7月21日（火）	一次審査結果通知
令和2年7月30日（木）	二次審査（プレゼンテーション）
令和2年8月 3日（月）	二次審査結果通知・公表